▼表3-4-3-3 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

【環境対策課】

特定有害物質(施行令第1条)	分類	土壌溶出量基準 (mg/L以下)	土壌含有量基準 (mg/kg以下)
四塩化炭素	第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)	0.002	_
1,2-ジクロロエタン		0.004	_
1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)		0.02	_
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	_
1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)		0.002	_
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)		0.02	_
テトラクロロエチレン		0.01	_
1,1,1-トリクロロエタン		1	_
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	_
トリクロロエチレン		0.03	_
ベンゼン		0.01	_
カドミウム及びその化合物	第2種特定有害物質(重金属等)	0.01	150
六価クロム化合物		0.05	250
シアン化合物		不検出	遊離シアン50
水銀及びその化合物		0.0005	15
アルキル水銀		不検出	_
セレン及びその化合物		0.01	150
鉛及びその化合物		0.01	150
砒素及びその化合物		0.01	150
ふっ素及びその化合物		0.8	4000
ほう素及びその化合物		1	4000
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン又はCAT)	第3種特定有害物質(農薬等)	0.003	_
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)		0.02	_
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)		0.006	_
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		不検出	_
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。)		不検出	_